

# 井原市立出部小学校 いじめ問題対策基本方針

令和6年4月 策定

## いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数は年間10～20件で推移していて、児童間の人間関係の固定化やグループでの仲間意識などが顕著になってくる3年生以上で現れることが多い。また、問題行動が長期間にわたって行われていて、発覚する場合もある。現在、継続している事案はないが、ちょっとしたことで他者に対して批判的な言動をする児童も見られる。特定の個人に対する継続ないじめに進んでしまわないように、未然防止の取組をより強く推進することが重要である。また、高学年を中心にネット接続可能なゲーム機等を所有している児童が多く、ネット利用の現状把握や指導の重要性が増している。今後は、教師や周囲の人がどれだけ「いじめ」につながることに気付くことができるかが重要である。これらの現状をふまえ、生徒指導委員会を中心としながら他分掌とも連携を強め、学校をあげていじめの認知を正確に行っていく。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

全ての職員が「いじめは人として決して許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにする。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係機関や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

### <重点となる取組>

- ・学校全体でいじめに対する意識を向上し、いじめの認知を正確に行っていく。
- ・いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。
- ・人権月間においては、全学級で改めて学級を振り返り、いじめを許さず、いじめにつながるトラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・児童のインターネット利用実態を把握し、全学年でネットモラルに関する授業を実施するとともに、家庭との連携を図り、学校・家庭・地域全体での取組を推進する。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p>&lt;連携の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・授業参観や保護者研修会の開催、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。</li><li>・人権に関わる学習を参観した後の学級懇談や人権講演会等で、様々な人権課題について保護者として考える機会を設ける。</li><li>・個人懇談等で児童の様子について情報を共有しておく。</li><li>・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。</li><li>・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。</li></ul>	<p>い じ め 問 題 対 策 委 員 会</p> <p>&lt;対策委員会の役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応</li></ul> <p>&lt;対策委員会の開催時期&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・年3回開催、緊急を要する場合</li></ul> <p>&lt;対策委員会の内容の教職員への伝達&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・直後の終礼で全教職員に周知。緊急の場合は臨時朝礼等で伝達。</li></ul> <p>&lt;構成メンバー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・校外 学校運営協議会員、PTA会長等</li><li>・校内 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、該当担任、SC、SSW 等</li></ul> <p>全 教 職 員</p>	<p>&lt;連携機関名&gt;</p> <p>井原市教育委員会・県教育委員会</p> <p>&lt;連携の内容&gt;</p> <p>保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣</p> <p>&lt;学校側の窓口&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・教頭</li></ul> <p>&lt;連携機関名&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・井原警察署(生活安全課)</li></ul> <p>&lt;連携の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・非行防止教室の実施</li><li>・情報交換、連絡会議の開催</li></ul> <p>&lt;学校側の窓口&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生徒指導主事</li></ul>

## 学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"><li>○児童が楽しいと思える学級づくり<ul style="list-style-type: none"><li>・全教育活動を通して人権教育に取り組み、いじめのない全ての児童が楽しいと思える学級づくりを推進する。</li><li>・互いのよさを認め合い、相手を思いやる心を育てることで、誰もが居心地のよい学級づくりを推進する。</li><li>・年2回実施するHyper Q-U検査を活用し、児童の実態を把握し、よりよい学級経営に努める。</li><li>・児童が「分かる・できる」授業を実践することで、学習の基礎基本の定着を図り、達成感・成就感を育てる。</li></ul></li><li>○児童会活動<ul style="list-style-type: none"><li>・縦割り班活動での遊びを通して、異学年集団での体験をもとに、思いやりや仲間意識を高めるようにする。</li><li>・12月の人権月間中に児童自らが考え企画する「なかよし集会」を行い、いじめ防止と人権意識が高まるようにする。</li></ul></li><li>○道徳教育の充実<ul style="list-style-type: none"><li>・道徳科の授業を通して、道徳性の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。</li><li>・児童の実態に合わせて題材や資料等を工夫することで、自分自身の生活や行動を振り返らせ、いじめを抑止する。</li><li>・6月の「いじめについて考える週間」に、各学年いじめ防止のための学習をする。</li></ul></li><li>○コミュニケーション活動を重視した活動の充実<ul style="list-style-type: none"><li>・学級活動でソーシャルスキルトレーニングやグループエンカウンターなどを取り入れ、自分と他人では思いや考えが違うことに気付くとともに、その中に認められている自分の存在を知ること、自尊感情を育てる。</li><li>・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。</li></ul></li></ul>
② 早期発見	<ul style="list-style-type: none"><li>○いじめの早期発見のための日々の観察<ul style="list-style-type: none"><li>・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設け、いじめの早期発見を図る。</li><li>・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを心がける。</li><li>・終礼や職員会議、職員室での会話の中で、気になる児童を出し合い、情報交換を密にする。</li></ul></li><li>○観察の視点<ul style="list-style-type: none"><li>・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧に継続した対応を実施する。</li><li>・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。</li><li>・グループ内での気になる言動を察知した場合、チームで適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。</li></ul></li><li>○教育相談体制の整備<ul style="list-style-type: none"><li>・教職員と児童との信頼関係を形成する。</li><li>・日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。</li><li>・定期的な教育相談期間を設けて、実態把握のためのアンケートを実施し、その後、全児童を対象とした教育相談を実施する。</li><li>・学校や家庭には、なかなか話すことができないような状況であれば、スクールカウンセラー「いのちの電話」等の相談窓口の利用を紹介するなど、関係機関とも連携しながら取組を進める。</li></ul></li><li>○Hyper Q-Uの実施<ul style="list-style-type: none"><li>・児童の被承認度・被害度を把握し、児童が安心して過ごせる学級作りに努める。</li></ul></li><li>○家庭との連携<ul style="list-style-type: none"><li>・学校で起きたできごとや、気になる情報には、適切かつ素早く対応し、家庭との連携を図ることで早期発見・早期防止に努める。</li></ul></li></ul>
③ いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"><li>○正確な実態把握(有無の確認)<ul style="list-style-type: none"><li>・当事者双方や周りの児童からの聴き取り(個々)を行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。</li><li>・関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。</li><li>※各保護者に知らせなければならない事案や、保護者からの訴えがあった事案については、いじめと認知する。</li></ul></li><li>○指導体制・方針決定<ul style="list-style-type: none"><li>・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。</li><li>・問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応するとともに、いじめ問題対策委員会を開催する。</li><li>・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。(「報告・連絡・相談」の徹底)</li></ul></li><li>○児童への指導・支援<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。</li><li>・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。</li></ul></li><li>○保護者との連携<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明するとともに、保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。</li></ul></li><li>○いじめ発生後の対応<ul style="list-style-type: none"><li>・継続的に指導・支援を行う。その際、スクールカウンセラー等を活用し、児童の心のケアに努める。</li><li>・心の教育・命の大切さを伝える教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。</li><li>・ネット上での書き込みが認められた場合には、即座にプロバイダなどに削除依頼をし、被害の回復を図るとともに、ネット利用についての指導を行う。</li></ul></li><li>○全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施<ul style="list-style-type: none"><li>・児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する研修を実施する。</li><li>・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。</li></ul></li></ul>